

四日市市告示第 438 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 30 日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	区域変更前の区間 区域変更後の区間	追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
1	西村2号線	21004	西村町字城野1088番6地先から 西村町字丸岡901番1地先まで	5.3~46.2 2.6~6.6	2,106.3 1,018.3	区域を変更する 終点を変更する
			西村町字城野1088番6地先から 西村町字下鶴沢107番26地先まで	2.6~46.2	3,124.6	